

令和4年8月・9月 予定表

ご自由にお持ち帰りください



大阪総合行政相談所

大丸 大阪・心斎橋店 南館8階

無料相談

1階北出入口（フラワーショップ）奥のエレベーターでお越しください。

<最寄駅：大阪メトロ御堂筋線・長堀鶴見緑地線「心斎橋」駅>

相談テーマ	主な相談の内容	担当機関
行政相談（一般）	○ 役所の仕事（国の仕事、阪神高速道路(株)など特殊法人や独立行政法人の仕事・府・市町村の仕事で法定受託事務に該当するもの・補助を受けているもの）、役所の事務手続や行政サービスに関する苦情・相談	○近畿管区行政評価局
電気通信相談	○ 電気通信事業に関する相談 ○ テレビ・ラジオの受信障害に関する相談 ○ インターネットの有害サイトや迷惑メールを防ぐ方法などの相談	○近畿総合通信局
多重債務相談	○ 返済が困難な借入れ・ローンなど借金に関する相談	○近畿財務局
独禁法・下請法・景表法相談	○ 独占禁止法・下請法・景品表示法についての一般的な相談 ○ 消費税の転嫁拒否等に関する相談	○公正取引委員会 事務総局 近畿中国四国事務所
労働相談	○ 労働条件・労働災害補償に関する相談 ○ 男女雇用機会均等及び育児・介護休業に関する相談	○大阪労働局
産業医による労働者のための健康相談	○ 産業医による生活習慣病の予防方法等に関する相談	○大阪中央地域産業保健センター
身のまわりの環境相談	○ 石綿（アスベスト）による健康被害の救済に関する相談 ○ 身近なところから始める温暖化対策に関する相談	○近畿地方環境事務所
都市再生機構（UR）住宅相談	○ 都市再生機構の住宅等に関する相談	○独立行政法人 都市再生機構 西日本支社
法律相談	○ 離婚、遺言・相続、交通事故、借金・債務整理、不当解雇、消費者問題等に関する一般的な法律相談	○大阪弁護士会
司法書士相談	○ 相続、不動産登記、商業登記、簡易裁判所訴訟手続、後見制度、裁判所等に提出する書類、司法書士法第3条に定められている司法書士の業務範囲に属する相談等	○大阪司法書士会
民事調停手続に関する相談	令和4年8月の日曜特別相談（内容は見開き参照）	○大阪民事調停協会
不動産の売買・賃貸に関する相談	令和4年9月の日曜特別相談（内容は見開き参照）	○大阪府宅地建物取引業協会
税金相談	○ 相続税・贈与税や住宅等不動産売買時の税金の相談 ○ 年金、退職金、パート収入、ネット販売と税金に関する相談	○近畿税理士会
年金・社会保険相談	○ 国民年金保険料の支払い、国民年金・厚生年金の給付に関する相談 ○ 年金・健康保険の手続に関する相談	○大阪府社会保険労務士会
交通事故・自賠責保険相談	○ 交通事故・自動車損害賠償責任保険に関する相談	○日本損害保険協会
男女共同参画相談	○ セクシャルハラスメント、ドメスティック・バイオレンス(DV)、その他家庭内での悩みごとの相談	○男女共同参画担当行政相談委員

新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用、検温、手指消毒等をお願いします。

予約不要（法律相談等除く）・相談無料 お気軽になんでも御相談ください。

電話：（06）6241-5111〔直通〕



◆ 行政相談 電話：06-6241-5111 FAX：06-6241-5270

開設日	相談内容	受付時間
毎日 ※1	行政一般なんでも相談	午前10時30分～午後6時 ※2

- ※1 毎日開催（大丸休業の場合を除く。）感染拡大防止のため、できるだけ電話での相談をお願いします。
 対面の相談は、マスク非着用や発熱(37.5℃以上)、匿名や連絡先不明などの場合、お断りすることがあります。
- ※2 午前10時30分～11時の間は、店舗開店前のため電話のみの対応になります。
 相談員が相談対応中や所用で席を離れている場合、また午前12時～午後1時の間は、留守番電話になります。
 行政相談は、近畿管区行政評価局 行政相談担当(電話：06-6942-1100、ナビダイヤル 0570-090-110)でも受付けています。

◆ 各種専門相談 相談・予約電話：06-6241-5111

開設日	専門相談	受付時間
2 火	民事調停手続に関する相談（隣人とのトラブルなど）	午前11時～午後4時30分
3 水	産業医による労働者のための健康相談	午後2時～午後3時30分
4 木	電気通信相談	午後1時～午後4時
5 金	家庭の悩みなど男女共同参画相談 【中止します。】	午後2時～午後4時
6 土	法律相談【事前予約制】電話：06-6241-5111	午後1時～午後4時30分
8 月	司法書士相談	午後1時～午後4時30分
10 水	多重債務相談【要予約：8月7日まで予約受付】	午前11時～午後4時
13 土	産業医による労働者のための健康相談	午後2時～午後3時30分
14 日	8月の日曜特別相談〈下欄をご覧ください〉 民事調停手続に関する相談	午後1時～午後4時30分
17 水	産業医による労働者のための健康相談	午後2時～午後3時30分
19 金	独禁法・下請法・景表法相談	午後1時～午後4時
22 月	身のまわりの環境相談	午後2時～午後4時
23 火	税金相談	午前11時～午後4時30分
25 木	不動産の売買・賃貸に関する相談	午前11時～午後4時30分
26 金	年金・社会保険相談	午前11時～午後5時
27 土	産業医による労働者のための健康相談	午後2時～午後3時30分

- ※ 感染拡大防止のため、できるだけ電話での相談をお願いします。対面相談は、お一人20分以内、マスク着用、手指消毒、検温、氏名・連絡先の記載をお願いします。発熱(37.5℃以上)の場合や感染拡大防止に協力いただけない場合、対面の相談をお断りすることがあります。

新型コロナウイルスの感染状況によっては、相談の中止や相談方法等を変更する場合があります。
 事前に電話や近畿管区行政評価局ホームページで御確認ください。

【相談・予約・問合せ先】大阪総合行政相談所 電話：06-6241-5111

【問合せ先】総務省 近畿管区行政評価局 行政相談課 電話：06-6941-8358



近畿管区行政評価局
ホームページ

★ 8月14日の日曜特別相談は……

民事調停手続に関する相談(担当：大阪民事調停協会)

たとえば、次のような困りごとや相談ごとの際にご利用ください。

- ☆ 土地や建物、金銭貸借、交通事故、隣人や職場のトラブルなどの民事調停手続の利用に関する相談



◆ 行政相談 電話：06-6241-5111 FAX：06-6241-5270

開設日	相談内容	受付時間
毎日 ※1	行政一般なんでも相談	午前10時30分～午後6時 ※2

※1 毎日開催（大丸休業の場合を除く。）感染拡大防止のため、できるだけ電話での相談をお願いします。
 対面の相談はマスク非着用や発熱(37.5℃以上)、匿名や連絡先不明などの場合、お断りすることがあります。

※2 午前10時30分～11時の間は、店舗開店前のため電話のみの対応になります。

相談員が相談対応中や所用で席を離れている場合、また午前12時～午後1時の間は、留守番電話になります。
 行政相談は、近畿管区行政評価局 行政相談担当(電話：06-6942-1100、ナビダイヤル 0570-090-110)でも受付けています。

◆ 各種専門相談 相談・予約電話：06-6241-5111

開設日	専門相談	受付時間
2 金	家庭の悩みなど男女共同参画相談	午後2時～午後4時
3 土	法律相談【事前予約制】電話：06-6241-5111	午後1時～午後4時30分
6 火	民事調停手続に関する相談（隣人とのトラブルなど）	午前11時～午後4時30分
7 水	産業医による労働者のための健康相談	午後2時～午後3時30分
8 木	多重債務相談【要予約：9月5日まで予約受付】	午前11時～午後4時
9 金	労働相談【要予約：9月6日まで予約受付】	午後2時30分～午後4時
10 土	産業医による労働者のための健康相談	午後2時～午後3時30分
11 日	9月の日曜特別相談《下欄をご覧ください》 不動産の売買・賃貸に関する相談	午後1時～午後4時30分
12 月	司法書士相談	午後1時～午後4時30分
14 水	都市再生機構（UR）住宅相談	午後1時～午後4時
15 木	家庭の悩みなど男女共同参画相談	午後2時～午後4時
21 水	産業医による労働者のための健康相談	午後2時～午後3時30分
22 木	不動産の売買・賃貸に関する相談	午前11時～午後4時30分
23 金	年金・社会保険相談	午前11時～午後5時
24 土	産業医による労働者のための健康相談	午後2時～午後3時30分
27 火	税金相談	午前11時～午後4時30分

※ 感染拡大防止のため、できるだけ電話での相談をお願いします。対面相談は、お一人20分以内、マスク着用、手指消毒、検温、氏名・連絡先の記載をお願いします。発熱(37.5℃以上)の場合や感染拡大防止に協力いただけない場合、対面の相談をお断りすることがあります。

新型コロナウイルスの感染状況によっては、相談の中止や相談方法等を変更する場合があります。
 事前に電話や近畿管区行政評価局ホームページで御確認ください。

【相談・予約・問合せ先】大阪総合行政相談所 電話：06-6241-5111

【問合せ先】総務省 近畿管区行政評価局 行政相談課 電話：06-6941-8358



近畿管区行政評価局
ホームページ

★ 9月11日の日曜特別相談は……

不動産の売買・賃貸に関する相談（担当：大阪府宅地建物取引業協会）

たとえば、次のような困りごとや相談ごとの際にご利用ください。

☆ 不動産の取引等に関すること（契約の事前説明、宅地建物の売買・賃貸契約、契約解除、手付金保全、重要事項説明、宅建業法一般）に関する相談